

1 1 月 NEWS

1.税制情報

マイカー通勤手当の非課税限度額を引き上げ

この度、所得税法施行令の一部改正が行われ、交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が次のように引き上げられました。

以下、概要をまとめておりますので、確認して下さい。

なお、詳しくは国税庁の HP をご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxanswer/gensen/2585.htm>

①改正後の非課税限度額

改正後の1か月当たりの非課税限度額は、次のとおりです。

区分		課税されない金額	
		改正後 (平成26年4月1日以後適用)	改正前
①	交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度100,000円)	同左
②	自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道55キロメートル以上である場合	24,500円
		通勤距離が片道45キロメートル以上55キロメートル未満である場合	
		通勤距離が片道35キロメートル以上45キロメートル未満である場合	20,900円
		通勤距離が片道25キロメートル以上35キロメートル未満である場合	16,100円
		通勤距離が片道15キロメートル以上25キロメートル未満である場合	11,300円
		通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合	6,500円
		通勤距離が片道2キロメートル以上10キロメートル未満である場合	4,100円
		通勤距離が片道2キロメートル未満である場合	(全額課税) 同左
③	交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度100,000円)	同左
④	交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	② 1か月当たりの合理的な運賃等の額との金額との合計額 (最高限度100,000円)	同左

※国税庁 HP より引用

②改正後の非課税規定の適用

改正後の所得税施行令第 20 条の 2 の規定（以下「非課税規定」といいます。）は、平成 26 年 4 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。

なお、次に掲げる通勤手当については、改正後の非課税規定は適用されません。

- (1) 平成 26 年 3 月 31 日以前に支払われた通勤手当
- (2) 平成 26 年 3 月 31 日以前に支払われるべき通勤手当で 4 月 1 日以後に支払われるもの
- (3) (1) 又は (2) の通勤手当の差額として追加支給されるもの

③課税済みの通勤手当についての精算

- (1) 既に支払われた通勤手当については、改正前の非課税規定を適用したところで所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われていますが、改正後の非課税規定を適用した場合に過納となる税額は、本年の年末調整で精算することになります。

(注) 1 既に支払われた通勤手当が改正前の非課税限度額以下である人については、この精算の手続きは不要です。

2 年の途中に退職した人など本年の年末調整の際に精算する機会のない人については、確定申告により精算することになります。

- (2) 年末調整の際における精算の具体的な手続は、次のように行います。

イ 既に改正前の非課税規定を適用したところで所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をした（課税された）通勤手当のうち、改正後の非課税規定によって新たに非課税となった部分の金額を計算します。

ロ 「平成 26 年分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿」（以下「源泉徴収簿」といいます。）の「年末調整」欄の余白に「非課税となる通勤手当」と表示してイの計算根拠及び今回の改正により新たに非課税となった部分の金額を記入します。

ハ また、源泉徴収簿の「年末調整」欄の「給料・手当等①」欄には、「給料・手当等」欄の「総支給金額」の「計①」欄の金額からロの新たに非課税となった部分の金額を差し引いた後の金額を記入します。

二 以上により、改正後の非課税規定によって新たに非課税となった部分の金額が、本年の給与総額から一括して差し引かれ、その差引後給与の総額を基にして年末調整を行います。

④給与所得の源泉徴収票の記入

給与所得の源泉徴収票の「支払金額」欄には、非課税とされる部分の通勤手当の金額を除いた金額を記入します。

②11月の主な税務

11月の申告や提出の主なものは以下の通りになりますのでご確認下さい。

[11月10日]

- ・ 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

[11月17日]

- ・ 所得税の予定納税額の減額申請

[12月1日]

- ・ 所得税の予定納税額の納付（第2期分）
- ・ 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
- ・ 9月決算法人の確定申告
- ・ 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3ヵ月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
- ・ 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
- ・ 3月決算法人の中間申告
- ・ 消費税の年税額が400万円超の3月・6月・12月決算法人・個人事業者の3ヵ月ごとの中間申告
- ・ 消費税の年税額が4800万円超の法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告（8・9月決算法人を除き、7月決算法人については2ヶ月分）

[11月中の市町村の条例で定める日]

- ・ 個人事業税の納付（第2期分）

※税を考える週間…11月11日～17日

③スタッフの一言

11月になり、アリオンもクールビズの期間が終え、通常通りネクタイを締めるようになりました。久しぶりのネクタイで気持ちが引き締まる思いです。

これから年末調整、個人の確定申告と我々会計事務所の繁忙期となっていきますが、自己管理を徹底し、クライアントの皆様にも少しでもいい仕事を提供できるように頑張りますので、よろしくお願いします。

皆様の体調を崩されないようお気を付けください。

（担当：青木）